

捕獲器貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、森町役場住民生活課が保有する捕獲器(2台)の貸出しをすることについて必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出要件)

第2条 捕獲器の貸出要件は、「森町猫不妊及び去勢手術費補助金」の申請予定者が、手術を行う野良猫を捕獲する場合のみとする。なお、原則として、1人1台の使用に限る。

(使用手続き)

第3条 捕獲器を使用する者は、捕獲器借用届を森町役場住民生活課に提出し、捕獲器貸出簿に、氏名及び貸出日を記入しなければならない。

(貸出期間)

第4条 原則として、貸出期間は1台につき2週間以内とする。また、2週間を経過しても猫の捕獲ができない等の理由により、貸出期間を延長したい場合は、必ず森町役場住民生活課に相談すること。

(使用者の義務)

第5条 使用者は、捕獲器借用届の誓約事項を守らなければならない。

(使用後の手続き)

第6条 捕獲器を使用した者は、森町役場住民生活課にある捕獲器貸出簿に、氏名及び返却日を記入し、住民生活課職員の確認を受けなければならない。なお、使用した捕獲器は洗浄した後に返却すること。